

第４回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会 会議録

１．開催日時・場所

令和２年１１月２４日（火） 午後２時～午後４時 市庁舎３階 大会議室Ａ

２．出席者

【座長】（株）ＣＮＳ 代表取締役 伊集院 昭彦

【副座長】 和洋女子大学 こども発達学科 助教 田島 大輔

【委員】 植草 朋美委員、齋藤 麻子委員、鈴木 明子委員、中島 美希委員、
西後 千尋委員、森谷 美枝子委員

【事務局】 こども部：部長 小平 修、主幹 新井 理香

こども政策課：係長 三代川 昌弘、主任主事 伊藤 崇

【傍聴人数】４人

【次第】

開会

第１ 会議録の作成等

第２ 会議録署名委員の指名

第３ 協議

（１）習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定について

第４ その他

閉会

【配布資料】

資料１ 習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（新旧対照表）第３版

資料２ 社会福祉法人与株式会社の比較

資料３ これまでの整備手法と共同保育・引継ぎ保育について

開会

日程第１．会議録の作成等

<伊集院 昭彦座長>

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、場所、出席者氏名、協議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるがこれに異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

異議がないため、そのように取り扱うことに決定する。

日程第 2. 会議録署名委員の指名

<こども部主幹 新井 理香>

会議録の作成に当たっては正確性、公平性を期すために作成後、全委員に内容を確認いただき、修正等に対応した後、最終的に座長に御確認、御署名をいただきたいと考えているがいかがか。

<伊集院 昭彦座長>

ただいまの件を、お諮りする。事務局の提案について異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

座長が会議録の最終確認をするものとする。

日程第 3. 協議

議題（１）習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定について

<伊集院 昭彦座長>

事務局より、前回までの会議を踏まえた説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

配布資料の説明及び、習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会設置要綱の改正について説明。主な改正として、座長及び副座長共に懇話会に出席できない場合、出席委員の互選により選出された委員が議長となる項目が追加されたことを説明。

また、１０月１９日に行われた懇話会以降寄せられた市民、諸団体からの要請書やアンケート結果、大久保第二保育所の保護者からいただいた意見を説明。

<伊集院 昭彦座長>

これより資料に沿って項目ごとに協議する。また、前回から継続して検討している項目を精査し、次に新たな項目の検討に入りたい。

まず前回の検討事項として、事務局より、説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

前回の検討項目であった、資料１、項目５移管先法人について、項目８私立化における法人に求める諸条件【３．保育士等の配置基準等 ②経験者の確保 ア施設長からウ保育士まで】【７．開園準備・共同保育と保育の引継ぎ ①開園準備・共同保育から④保育状況の公開まで】について、前回からの検討事項となる。

項目５．移管先法人について、資料２と併せて説明を行い、移管先法人については現行のままとする旨を説明。

<伊集院 昭彦座長>

項目５．移管先法人について、各委員よりご意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

株式会社において、人件費等の割合や、補助額について細かく規定があるため、株式会社が運営する保育所の人件費を極端に低くすることや、極端な運営ができないような法律や規定になっていることは、確認させていただきたい事項ではある。

<伊集院 昭彦座長>

移管先法人については、今後も研究を続けながら検討していくこととし、今回のガイドラインに関しては、現行のとおりとすることによろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

それでは、現行のとおりとする。次に、項目 8. 3 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保より、ア施設長からウ保育士までの改定内容について、事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

項目 8. 3 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保より、ア施設長からウ保育士までの改定内容について、資料 1 をもとに説明。

<伊集院 昭彦座長>

保育士の確保ということで、前回の懇話会において重点を置いて検討した内容である。まず、ア施設長について、各委員よりご意見はあるか。

<中島 美希委員>

前回、記載のあった、「またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者。」の標記が曖昧なため、大久保第二保育所の保護者の意見では不安に思う保護者も多くいた。文言の削除は保護者も安心できると思われる。

経験年数の 5 年以上というのは、何かの基準に則り設定しているのか。現行の 10 年から 5 年に変更は急なのではと保護者から意見をいただいている。変更の根拠があれば伺いたい。

<田島 大輔副座長>

一般的に保育所の入園から卒園まで 5 年程度の時間を要することから、一つの基準になっている。そのため、施設長は入園から卒園までの期間保育に携わった経験を求めているものと思われる。

年数の議論について、保育の質を確保することは一概に経験年数では測れない部分ではあるが、県の基準を満たしていることが一つの落としどころではないかと考える。

<中島 美希委員>

年数についての正解は分からないが、プロポーザル方式の選考方法など保護者には分かりにくい部分ではあるため、不安を抱えていることをご理解いただきたい。

<伊集院 昭彦座長>

5 年以上で決定した場合、事務局から丁寧に保護者に説明する方法はあるのか。

<こども部主幹 新井 理香>

まず大前提として、市が県よりも厳しい基準であり、公立からの私立化ということを考えると、最低限として保育所の入園から卒園まで保育に携わっている期間として 5 年以上の経験を有することが必要と考えている。保護者にはご理解いただけるよう、三者協議会等の場で丁寧に説明を行いたい。

<田島 大輔副座長>

中島委員の意見は率直な意見であり、公立の保育所の施設長はベテランの保育士が務めている。そこに民営化することで、極端に経験年数が少なくなることへの不安が生じられるので、5 年以上の保育経験の明記を支持する一方で、安定した保育運営が行われるまで、市として施設監査や保育の助言を行うことを保護者に説明することで、不安を払拭できるのではないかと考える。

<伊集院 昭彦座長>

移管後の支援と保育について事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

質の維持が行われているか保育内容の管理面での担当者が確認や助言を行う。移管後の体制については、今後協議の内容に含まれる項目 9. 市の責務において詳細を説明する。

<伊集院 昭彦座長>

施設長の内容については、改定後の内容とすることによろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

次に、イ主任についてだが、主任の改定後の文章については、「同等以上の能力を有するもの」という文言が削除されている部分が主な変更であるが、改定後の内容とすることによろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

次に、ウ保育士についてだが、各委員よりご意見はあるか。

<西後 千尋委員>

藤崎保育所でアンケートを集計し、経験年数を短くすることに対する不安の意見が多くあり、保護者間で協議した結果、第一に多くの法人から応募の手が上がるのが重要であるとの意見があった。たくさんの方の応募の中からより良い法人を選定されることが良いとの意見も増えている。

保育士のミドルリーダーを配置する提案であるが、加えて保護者の中では年齢、性格、性別など、様々な人柄の保育士が集まるようなことを望むという意見もあった。

<伊集院 昭彦座長>

色々な保育士を採用できるような間口を広げたような表現にし、保育所を選べるような状態の方が良いのではないかと意見があった。

保育士の経験者の確保というところの一文について、「同等以上の能力を有すると認められる者。」の文言を削除した経緯などについても事務局の見解を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料 1 の 6 頁、8. 私立化における法人に求める諸条件【前文】に立ち戻り、県や市よりも条件を緩めるような捉え方を法人がしないよう、曖昧な表現は削除した。また、私立化におけるガイドラインの制定については、私立化計画の初期段階であることから、混乱を招くような文言の記載は削除したものである。

素案の改定案で示した「十分な保育経験」と「優れた資質や能力」から、より具体的なミドルリーダーとしての役割を担う職員の配置を 2 名以上遵守することに変更しており、法人としてより質の高い保育を目指すため明確に努めていただきたい部分である。その上で、本ガイドラインが県や市の基準を下回るような表現とならないよう、委員に確認いただきたい。

<伊集院 昭彦座長>

曖昧な表現では基準を満たしているか判断しにくくなるため、変更したということである。

<西後 千尋委員>

現行の厳しい条件であれば、「同等以上の能力を有すると認められる者。」を認めても良いと思うが、年数が下がり、応募法人が増えるのであれば改定後の文言で良いと思われる。

<田島 大輔副座長>

最初のガイドライン策定時と、現在の情勢は異なり、保育士不足の状況が変化してきていることを踏まえていただきたい。社会情勢とともにガイドラインの改定が求められていると捉えていただけると、ご理解いただきやすいと思う。

経験年数を下げること、経験値が少ないことが要因とされる課題や、その対応についても検討する必要がある。また、保護者の不安を取り除くことは別で検討すべき課題であると考え。保育所開設後も、監督者である市の監督体制を高めることで、保護者の不安を解消できると思われる。

基準を下げて応募を増やすのではなく、昨今の保育士不足を考慮した結果の改定である。

5年以上の経験者を3分の1以上配置することを是正されているが、安定した保育運営と職員育成を図ることを新たに明記したことで、より望まれる保育士像や、職員育成計画が求められると思われる。

<伊集院 昭彦座長>

保護者の方にも、経験年数の基準が短くなることで、保育の質が下がると一概に捉えられないことを周知いただきたい。

では、経験者の確保について、施設長、主任保育士、保育士の要件は改定後の文言でよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

ここまでが、前回の懇話会で検討事項となっていたものである。今回は、12頁からの項目8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ ①開園準備・共同保育から④保育状況の公開】を検討したい。事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

項目8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 開園準備・共同保育の引継ぎ ①開園準備・共同保育から④保育状況の公開】の改定内容について、資料1及び資料3をもとに説明。

<伊集院 昭彦座長>

まず、①開園準備・共同保育についてご意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

現行で設定された保育士の人数は厳しく、運営中の保育所等から何人も保育士を送り込めるほど保育士の状況は豊かではないため、改定案で2名以上と明記したことの方が現実的である。施設長や主任が施設の運営面を引継ぎ、先ほどのミドルリーダーなどが保育を引継ぐ役割を果たすことで円滑な引継ぎが行えるのではないかと考える。

<鈴木 明子委員>

期間を3か月～1年に変更することは賛成であり、入園の大変な時期や各行事などを見ていた方が、引継ぎ後も円滑に保育を行うことができる。

<植草 朋美委員>

行事などは1年を通して引き継いでもらうことで、保護者側としても安心する。また、最低3か月の期間は変わらないが、3か月あれば引継ぎは完了するものなのか伺いたい。

<こども部主幹 新井 理香>

3か月という期間は、ほぼ毎日保育所にきて引継ぎを行うことになる。これまでも、3か月間の共同保育にて引継ぎを行い、連携は行っている。今回の改正は、行事や季節ごとの遊び方など保護者が気に掛ける要所を引き継ぐため、できる限り期間を長くし、重要な行事ごとや週に数回程度引継ぎを行うような計画策定が行えるように最長1年の期間を設けたものである。

<田島 大輔副座長>

法人側としても、1年と明記されていた方が移管先の保育所に通いやすく、引継ぎ計画の作成も明確になる点もある。共同保育の担当課はどこになるのか。

<こども部主幹 新井 理香>

共同保育の計画策定については、ガイドライン改定の段階では未確定ではあるが、主にこども保育課の指導研修係が施設長や主任とともに計画を策定し行う。また、計画通りに共同保育が進められているか、こども政策課が確認を行うことになる。

<田島 大輔副座長>

法人だけに任せることなく、市が協力して共同保育を行い、長ければ1年、凝縮して3か月程度の期間で行うことから、行事の流れを把握し計画して考えることが示されると、保護者からの不安も払拭されると思われる。

<伊集院 昭彦座長>

法人選定後、共同保育期間を法人と市で計画を立て、その計画に則って必要性のある引継ぎを行うということとなる。

<こども部主幹 新井 理香>

加えて、法人決定後すぐに、市、法人、保護者からなる三者協議会を立ち上げ、当該施設の保護者の意向も含めて計画を策定する。

<田島 大輔副座長>

そのことが規定されていることが保護者に伝わることで、保護者も安心できると思われる。

<齋藤 麻子委員>

共同保育の中で、オムツの替え方や、連絡帳の書き方など細かい部分の引継ぎが必要となる。行事に向かうまでの職員の団結や計画性が重要となるため、行事のマニュアルなども開園準備の際に引き継げれば良いと思われる。保育士にとって、現場が第一になり、書類整理が後回しになりがちになる。個人情報等の取扱いや細かい書類の引継ぎなどもできれば良いと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

計画の精査、有効性についてどのように考えているのか。

<こども部主幹 新井 理香>

資料18頁の項目9. 市の責務において、子どもの様子を引き継ぐだけが、共同保育の引継ぎではなく、福祉施設としての重要な役割を持つため、福祉施設監査の書類整理や保護者への連絡帳のやり取りについても、より良い方法を提案していくことを継承していきたい。保育面や管理面も含めて、様々な観点から、開園準備を進めていきたい。

現在、所長会や主任会に対して1年間の仕事内容について相談しており、関係機関と連携を図りながら、法人決定後に迅速に引継ぎが行えるよう準備を始めている。

<西後 千尋委員>

開園後、新しい保育所になり、急に保育士も代わることで子どもたちが不安になることは無いかな。

開園後の1年間引継ぎ保育として、主任相当職の方が見てくれるのは安心するが、担任の保育士なども残ってもらえると不安も解消される。

<伊集院 昭彦座長>

②保育の引継ぎに関する意見であったが、事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

保護者の不安は理解できる。しかし、4月1日より多くの法人が運営主体となり、市の職員を派遣し法人の手助けをするような形になるため、一つの法人だけに市の人件費等の予算を計上することは難しいと考える。引継ぎ保育は法人が安定した保育を運営できるようにサポートをしながら、徐々に運営を任せるものであるため、前任の保育士がそのまま残ってクラスの担任をするものではない。

また、公立の保育所においても4月に人事異動があり、担任の保育士が変わることもある。菊田第二保育所においては、0歳から2歳までの保育所であるため、3歳からは全員が初めての施設、初めての保育士で対応することとなるが、5月頃までは慣れるまで保護者と保育士が連携を取り信頼関係を築く。法人決定後の保育の工夫次第で、新しい保育士の紹介なども早い段階でできるか計画策定時に検討したい。

<伊集院 昭彦座長>

今までの経験の中で、引継ぎ保育で主任1名が保育を引き継いでいく事例の中で、どのような流れで行ったか紹介していただきたい。

<鈴木 明子委員>

実際に昨年度引き継ぎを行い、子ども達は友達が新しい施設にいればすぐに順応していた。また、共同保育中に保育士が来ていたことで、顔つなぎもできており、思っていたより子ども達は安心して生活していたように思える。3歳以降の新しい子どもについても、保護者とコミュニケーションを図り環境に慣れるまで、できる限り声をかけていた。慣れるまで少し時間はかかるが、子ども達は新しい環境ですごく良い表情をしていた。

<伊集院 昭彦座長>

鈴木委員が体験した中で、一番困ったことは何か。

<鈴木 明子委員>

行事については、今まで公立で行っていたものを紹介し、法人の意向と擦り合わせ、落としどころを探すことが難しかった。子どもたちの今までの経験を活かしながら、新しい園の特色を加えていくことが難しいことであった。

<田島 大輔副座長>

人事異動の件もあるため、4月以降も担任だった保育士が引継ぎ保育に入ることは難しいと思われる。例えば、開園後数日間は今までいた保育所の職員が保育に当たれるようになれば、保護者の不安も払拭されるかもしれない。ガイドラインには記載はないが、三者協議会の中で議論し、法人や市の働きかけ次第で保護者の不安を解消できる方法があれば検討する必要がある。

<こども部主幹 新井 理香>

ガイドラインの中では詳細な計画策定の内容の記載はないが、新園舎の工事の進捗状況などを考慮し、子どもや職員が新しい施設を紹介できるような時間や工夫があれば、三者協議会等で検討したい。

<田島 大輔副座長>

共同保育の計画の規定を具体的に紹介することは難しいと思うが、子どもや保護者が新しい環境に慣れるまでのための支援を協議することが重要である。

<伊集院 昭彦座長>

共同保育の計画の中で、一番良い方法を、三者協議会の中で決め、子どもを取りまく、安心できる環境の担保が行えれば良いという意見でありました。

<田島 大輔副座長>

配置する担当職員の②定期的な訪問（適時）の標記を月一回程度など具体的な日程を記載した方が良いのではないかと。具体的な目標があることで、法人や保護者も目安となる。

<こども部主幹 新井 理香>

開園後の１年間は月に１回以上は確実に訪問し、２年目は明確な文言で明記はしていないが、２か月に１度程度の頻度で訪問している。開園当初は様子を確認するため、週に１度訪問することもある。適時の記載は、月に１度などの記載で間隔を空けてしまうより、必要時はすぐに訪問できるようにしている意味合いである。

<田島 大輔副座長>

定期的ではなく、必要であればすぐに訪問してくれることが分かれば、保護者にも安心いただけるため、その様な対応については非常に重要だと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

適時の記載が後ろ向きの意味合いではなく、必要であればすぐに訪問できるよう前向きな意味合いでの記載であったが、ほかに意見はあるか。

<中島 美希委員>

適時の記載は法人が求めた際に市の職員が訪問に来るのか。保護者が求めた場合も来てもらえるのか。

<こども部主幹 新井 理香>

開園当初に関しては、保護者より厳しいご指摘をいただくこともある。送迎時に混乱が生じているなどの保護者の声があれば、運営上で対応できるものなのか、または個別での対応や三者協議会等で検討した方が良いのかなどの相談に対応することもできる。

<鈴木 明子委員>

その他、引継ぎ保育を行う職員は、毎月末に市に現状の報告を行うため、その際に保育園での問題が起きていないか等の確認を行っている。また、指導担当者の職員も常に気にかけているため、電話での連絡や細かいアドバイスなどをいただき、保護者の抱える不安を払拭するようにしている。

<伊集院 昭彦座長>

引継ぎ職員が市に報告しながら、必要であれば指導担当者が訪問する。保護者から意見があれば、必要に応じて指導や相談に対応するということであった。

それでは、１２頁①開園準備・共同保育及び、１３頁②保育の引継ぎについて、改定後の文言でよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

続いて、１４頁③勤務の継続及び④保育状況の公開について各委員より意見を求める。

<田島 大輔副座長>

現行において、児童の学齢が上がったクラスを担当する旨の記載が削除されているが、人事異動の件もあり削除したことによる。残った職員が必ず、次の学年に上がるのではなく、どこかのクラスを担当することで、他のクラスのサポートを行うためのものとなっているため、特段問題はないと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

14頁③勤務の継続及び④保育状況の公開について、改定後の文言でよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

続いて、15頁8の【8. 保育の質の向上】及び【9. 保護者、市との連携】、16頁【10. 災害、事故等への対策】及び【11. その他】について事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1の15頁、16頁の説明。

<伊集院 昭彦座長>

それでは、15頁【8. 保育の質の向上】についてご意見を伺う。

<田島 大輔副座長>

②研修会への参加について、実際の研修で保育士はどの程度参加ができているのか。積極的な参加ではなく、努力義務的なものなのか。市の職員はほとんどが参加していると思われるが、私立の保育士の参加状況について確認したい。

公立と私立の研修の実施数は施設によりかなりの差が生じている。仮に努力義務であれば、参加を強めるような記載の仕方も検討すべきではないか。また、文言はそのままにしながら、研修の参加について指導や監督を強めていくようなことも必要と思われる。

③の職員研修の計画について、計画を策定しても実際に研修を行わなければ意味をなさないため、計画策定の段階で指導や監査を行うべきか議論する余地はあると思われる。

習志野市の研修会に何度も関わっており、公立施設を中心に充実させようとしている。私立施設が努力義務で研修に出られないようになることは避けたい思いである。

<こども部主幹 新井 理香>

市で研修を行う場合、私立保育所に対して参加を呼び掛けている。現状としては、それぞれ人数は少数ではあるが参加いただいている。また、こども政策課にて、子ども・子育て支援法に則った施設監査を実施しており、その際に研修の参加状況や、参加後には他の保育士への周知を行っているかなど確認し、適切に指導を行っている。

副座長の意見のように、施設によって研修の参加状況は異なり、現場の保育を優先するため研修に参加できない施設もある。研修の案内は今後も引き続き行いたい。また、外部の研修だけでなく、園内で行う研修はとても有効であり、先輩保育士からの助言やアドバイス、園での事例を話し合うことで成長する部分もあるため、園内の研修のあり方についても、工夫して行えるよう引き続き助言をしていきたい。

<田島 大輔副座長>

保育の質の低下が懸念されるといった不安を払拭するため、例えば私立化移管後1年は必ず所定の研修に参加することなどの文言が入ることによって質の担保を図っていると示せるのではないかな。

特に市の研修のように、参加料などが発生しないような研修は積極的に参加を促すため、期限を設けても良いのではないかなと思われる。

<齋藤 麻子委員>

現在、研修についてはコロナ禍ということもあり、リモートで行うこともある。こども保育課より、本から学ぶ提案も出されている。新井主幹の意見にもあった、先輩保育士の話や経験にもとづく体験談についても、多く学ぶことがある。現場は忙しく、時間を作るのも難しい状況ではあるが、様々な研修に参加いただきたい。

副座長の意見のように、研修に参加する最低限の年数を設定することで、研修に参加しやすい流れを作れるのではないかな。開園当初の数年は忙しく、あまり研修ができる状態ではないかもしれないが、参加しなければならない年数を設定することで、法人も調整しやすくなるかもしれない。

研修は非常に重要で、すぐに新しい保育の方法や用語が出てくる。新しい保育の情報を無理やりにも学ぶ時間を作ることも大事だと思われる。

保育の質の向上という意味では、研修の重要性を理解している法人が選定されて欲しいと思う。

<伊集院 昭彦座長>

研修において、通常は人事考課による、職員一人一人の自己覚地能力の向上を図るとというのが重要である。一人一人の保育士が、自分の強みや弱みを理解し、振り返ることで日常の中で成長することを支援することが重要である。

人材育成や人事考課などの目標管理制度を実施する方が規模は大きくなるが、研修のやり方次第で困難なことではないと思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

各委員からの意見をもとに、保育の質の向上を図るため、研修参加の期限の設定についても検討したいと思う。しかし、法人にはガイドラインを遵守し安定した運営を行ってもらうため、施設内での会議や研修において、まだ決まっていない事項を決定していく時間が開園当初は必要であることも感じている。まずは、内部で子どもや保護者が安定し、職員同士も意思疎通を図れるような、環境づくりも必要であると思われるため、ガイドラインに数年の研修参加を盛り込むことでどのような影響がでるかを検討したい。

<田島 大輔副座長>

②の研修の参加については、園内研修も含まれるという意味合いで文言を整理することも必要かなと思われる。また、市の指導主事などが施設に訪問することも可能であるなら、保育士は施設に居ながら研修が行えるかもしれない。外部研修への参加が追加されているが、外部研修に限らず自己評価・自己啓発なども研修とされ、それを計画的かつ組織的に履行することが望ましいなどの文言を記載した方が現実的なのではないかな。

③の計画の実施については、市の指導主事と共に研修計画の策定を行うことのような文言が入ることによって、より質の担保が保てるのではないかなと思われる。

<森谷 美枝子委員>

園長や所長が集まる場で、それぞれ研修があり、そのような場で学んだことを持ち帰り、職員へ周知を行っている。忙しい中ではあるが、参加者は多いと感じる。私立の施設についても、研修の都度、積極的に参加を促したい。

<鈴木 明子委員>

公立保育所及び他施設との積極的な情報の共有について、同じ地域内の保育所同士が交流するブロック交流がある。同じブロックの保育所や幼稚園、小学校などの交流を行っており、その中で職員同士も交流することで、保育の相談や保育現場を見学させてもらい学びを深める場となったため、公立との連携の強みであると感じた。

<こども部主幹 新井 理香>

各委員からの意見をもとに、②研修への参加及び③職員研修の計画的な実施については文言を検討させていただきたい。職員の質の向上についての重要性を鑑み、現実的な文言を整理したうえで、次回の懇話会に再度検討させていただきたい。

<伊集院 昭彦座長>

では、8. 保育の質の向上については次回の懇話会で再度検討することとする。

次に9. 保護者、市との連携について、現行のまま変更はないものとしているが、いかがか。特徴としては、三者協議会を設置するにあたり、期限を設けず、必要であれば会を開くことができるため、保護者にとっても非常に安心できる部分であると思われる。

<田島 大輔副座長>

法人決定後、すぐに三者協議会を設置することが3頁に記載されており、他市ではここまで早く市と法人と保護者が繋がることがないため、非常に評価したい部分である。

<伊集院 昭彦座長>

事務局として、三者協議会を設置することへの思いはあるか。

<こども部主幹 新井 理香>

保護者の意見をくみ取り尊重できる重要なものであると捉えている。

<伊集院 昭彦座長>

計画立案など、保護者の意見をくみ取る場のため、移管先法人が決定した後、すぐに設置して進めていただきたい。

それでは、9. 保護者、市との連携については文章については、現行のものでよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

残りの項目については、次回の懇話会で検討するものとする。

次回の懇話会にて、まずは検討課題となっていた8. 保育の質の向上について議論し、残りの項目を議論したい。

また、保護者からの意見などがあれば、頂戴し参考とする。

事務局より何かあるか。

＜こども部主幹 新井 理香＞

本日も多くの貴重な意見を頂戴したため、反映させながら文言を修正したい。次回は完成形をお示しできるようにする。残りの検討項目については、市の責務を中心に、非常に重要で大きく変えるべきではない部分であると考えている。

＜伊集院 昭彦座長＞

次回の懇話会までに各委員は、残りの項目について確認いただき、意見や質問を明確にさせていただき、最後まで議論していきたい。

日程第４ その他

＜伊集院 昭彦座長＞

次回の懇話会の日程について説明。

次回は１２月２４日（木）１４時から市役所５階第２会議室で懇話会を行う。

以上をもって、第４回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会を閉会する。

閉会

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442、433） FAX 番号：047-453-5512